



神戸市ライフパートナー制度 ガイドブック

神戸市

令和5年12月

(令和6年4月改訂)

(令和6年11月改訂)

(令和7年4月改訂)

目 次

I	ライフパートナー制度の概要	・・・ 1
II	ライフパートナーとは	・・・ 1
III	宣誓することができる方	・・・ 2
IV	宣誓書の提出手続きについて	
	（1）事前予約	・・・ 3
	（2）宣誓書の提出	・・・ 3
	（3）必要書類	・・・ 4
	（4）交付する宣誓書受領証等	・・・ 5
V	宣誓書受領証の交付を受けた後について	
	（1）氏名・住所等に変更があったとき	・・・ 6
	（2）宣誓書記載内容証明書が必要なとき	・・・ 6
	（3）宣誓書受領証等を紛失・汚損等したとき	・・・ 7
	（4）宣誓書受領証等の返還が必要なとき	・・・ 7
	（5）定期連絡について	・・・ 7
	（6）行政サービスについて	・・・ 8
VI	自治体間連携による転出入時の手続き簡素化について	・・・ 8
VII	よくあるご質問（FAQ）	・・・ 10
VIII	資料	
	（1）神戸市役所へのアクセス	・・・ 14
	（2）ライフパートナー制度要綱（各申請様式付）	・・・ 15
	（3）人権に関する各種相談窓口	・・・ 32

I ライフパートナー制度の概要

神戸市は、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施します。

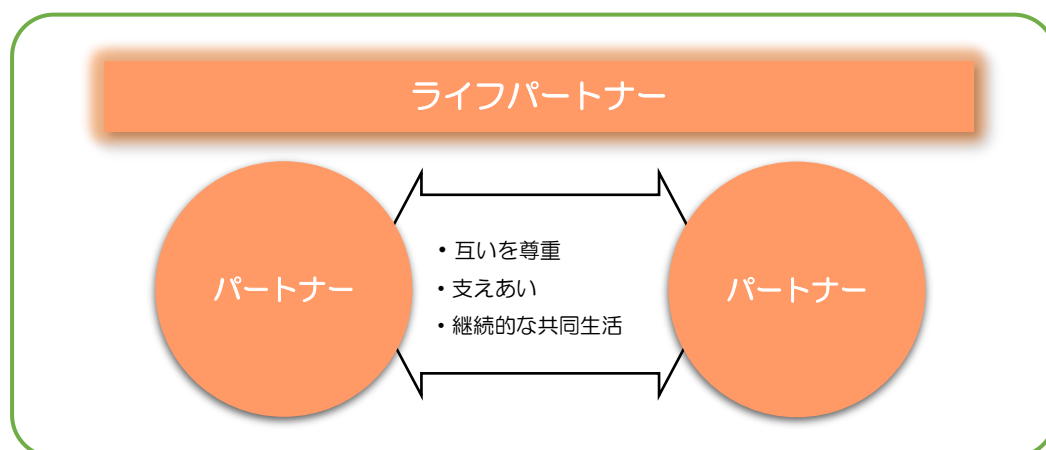
本制度では、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約した関係である二人が、ライフパートナーとして市に対して宣誓を行い、市が受領証及び受領証カードを交付します。

本制度は、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、宣誓されたお二人の思いを尊重し、自分らしく生活されることを応援することを目的としています。

II ライフパートナーとは

本制度において、ライフパートナーとは、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約した関係としています。

本制度では、事実婚や性的マイノリティのカップル等、双方が生活していくうえで、お互いを支えあい、欠かすことのできない関係と認めあう二人の関係を対象としています。



Ⅲ 宣誓することができる方

本制度において、ライフパートナーの宣誓をすることができる方は、次の（１）から（４）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）双方が成年（満18歳）に達していること

（２）一方もしくは双方が市内に住所を有し、または市内への転入を予定していること

- ・少なくともいずれか一方が、市内に住所を有するか、または市内への転入を予定していることが必要です。（必ずしも同居している必要はありません。）

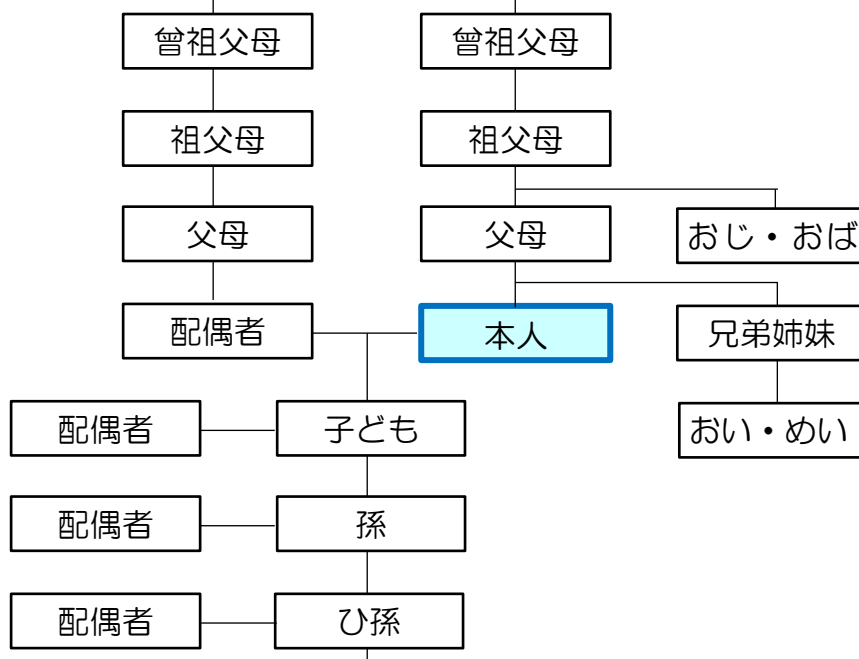
（３）双方とも婚姻をしておらず、かつ双方とも宣誓者以外の方と事実婚、またはライフパートナーの関係にないこと

- ・一方または双方が法律上の婚姻をしている場合は宣誓できません。
- ・一方または双方が宣誓の相手方以外と、すでに事実婚またはライフパートナーの関係がある場合は宣誓できません。

（４）宣誓者同士が近親者でないこと

- ・宣誓者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（近親者）にある場合は宣誓できません。
- ・ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者の関係に該当する場合は除きます。

【近親者】ライフパートナーの宣誓をすることができない関係の方



Ⅳ 宣誓書の提出手続きについて

(1) 事前予約

- ・宣誓予定日の一週間前までに、電話、またはEメールにて予約してください。
- ・宣誓書の提出が可能な日時は次のとおりです。

※月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※午前は9:00～12:00、午後は13:00～16:00

【予約時にお伝えください。】

- ①お二人の氏名、生年月日、住所
- ②希望日時（第2希望まで）
- ③日中連絡のとれる電話番号またはメールアドレス

【予約先】

神戸市福祉局人権推進課

TEL：078-322-5233

月～金曜日 8:45～12:00

13:00～17:30

ただし、祝日及び12/29～1/3 除く

Mail：jinken@city.kobe.lg.jp

(2) 宣誓書の提出（受領証の交付） ※当日

- ・予約した日時に、市が指定する場所に、お二人そろってお越しください。
 ※宣誓書の提出は、プライバシーに配慮して個室で行います。
 （原則として神戸市役所1号館（P14参照）で行います。）
- ・当日に、市職員の立ち会いの下、ご本人にライフパートナー宣誓書を記入していただきます。宣誓書の用紙は市が準備します。
 ※ご本人が記入できないときは、代書することができます。
 ※必要書類は、次ページ（P4）に記載しています。ご確認のうえ、当日にお持ちください。
- ・市職員が、宣誓書の内容や必要書類を確認します。
- ・書類に不備や不足がなければ、当日に宣誓書受領証（2通）、宣誓書受領証カード（2通）を交付します。
 ※宣誓書受領証交付までの所要時間は、1時間程度です。
 ※書類に不備や不足があった場合、当日に交付ができない場合があります。

(3) 必要書類

- ・お持ちいただく必要書類は次のとおりです。手数料は自己負担になります。

書類	備考
住民票の写し または、 住民票記載事項証明書	・「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主の氏名及び続柄」の記載を省略したものを提出してください。 ・双方それぞれ1通（同世帯の場合はお二人で1通）必要です。 ・いずれも発行から3か月以内のものに限ります。 ・転入予定の方は、転入前の自治体で発行された「転出証明書」、不動産売買契約書、賃貸借契約書のいずれかの写しを提出してください。
現に婚姻していないことを証明する書類	・戸籍抄本、または独身証明書を提出してください。 原則、本籍地の自治体で取得が可能で、双方それぞれで1通必要です。 ※取得方法は各自治体に事前にご確認ください。 ・外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書等に、日本語翻訳を添付して提出してください。 ・いずれも発行から3か月以内のものに限ります。
本人が確認できる書類	・官公署発行の顔写真の付いた書類を提示してください。 （例）マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、等 ・上記をお持ちでない方は、次の中から2点提示してください。 健康保険被保険者資格証明書、共済組合員証、後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳 その他官公署が発行した資格者証 等
通称名を使用する場合の 必要書類	・通称名で届いた郵便物、通称名で記載された社員証（学生証）や公共料金（水道、電気、ガス）の各種伝票等で、一定期間（原則、半年以上）にわたって使用されていることが確認できる書類をお持ちください。 ・ご不明な点は事前にお問い合わせください。

(4) 交付する宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード

- ・ 宣誓書を受領した後に交付する宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードは次のとおりです。

【ライフパートナー宣誓書受領証】

(表面)

(裏面)

(表面)	(裏面)
 見 本 ライフパートナー宣誓書受領証 (宣誓者) (年 月 日生) 住所 宣誓日 年 月 日 (宣誓者) (年 月 日生) 住所 交付番号 神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。 年 月 日 神戸市長 署名印字	見 本 ○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合） (宣誓者) (宣誓者) ○再交付年月日等 《注意事項》 ○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。 (1) ライフパートナーの関係を解消したとき (2) 一方が死亡したとき (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき (4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき ○この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）」を提出してください。 《受領証等の提示を受けられた方へ》 神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助け合いながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。 本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。 また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。 1. ライフパートナーとは 互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。 2. 宣誓書を受領した際に確認した事項 この受領証は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。 (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係でないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）

(原寸は、A4 サイズ)

【ライフパートナー宣誓書受領証カード】

(表面)

(裏面)

(表面)	(裏面)
 見 本 ライフパートナー宣誓書受領証カード 神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、 ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。 宣誓者 (年 月 日生) 住所 宣誓日 年 月 日 交付番号 宣誓者 (年 月 日生) 住所 神戸市長 署名印字	見 本 ○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合） 宣誓者 宣誓者 ○再交付年月日等 《注意事項》 ○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。 (1) ライフパートナーの関係を解消したとき (2) 一方が死亡したとき (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき (4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき 《受領証の提示を受けられた方へ》 神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助け合いながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。 本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。 また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

(原寸は、縦 54 ミリ×横 86 ミリ)

V 宣誓書受領証の交付を受けた後について

(1) 住所や氏名等に変更があったとき

- ・住所や氏名など、宣誓書に記載した内容に変更があったときは、変更内容に記載した受領証等を交付しますので、宣誓内容変更届（様式第4号）に、下記の必要書類を添付して提出してください。

【必要書類】

○ライフパートナー宣誓内容変更届（様式第4号）
○ライフパートナー宣誓書受領証（様式第2号） ○ライフパートナー宣誓書受領証カード（様式第3号）
○変更内容が確認できる書類（添付書類） 住所変更の場合・・・住民票、または住民票記載事項証明書 氏名変更の場合・・・戸籍抄本 等 通称名変更の場合・・・P4の「通称名を使用する場合の必要書類」と同じ
○本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

(2) 宣誓書記載内容証明書が必要なとき

- ・行政サービスの手続き等で宣誓書の内容の証明が必要なときは、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書（様式第6号）を発行しますので、証明書交付申請書（様式第5号）を提出してください。

【必要書類】

○ライフパートナー宣誓書記載内容証明書交付申請書（様式第5号）
○本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ
※住所や氏名など宣誓書の内容に変更があるときは、上記（1）の手続きをする必要があります。

(3) 受領証等を紛失・汚損等したとき

- ・ 宣誓書受領証を紛失または汚損したときは、再交付しますので、宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）を提出してください。

【必要書類】

○ライフパートナー宣誓書受領証等再交付等申請書（様式第7号）
※汚損の場合（紛失の場合も、後日見つかったときは速やかに返還してください。）
○ライフパートナー宣誓書受領証（様式第2号）
○ライフパートナー宣誓書受領証カード（様式第3号）
○本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

(4) 受領証等の返還が必要なとき

- ・ 次の①～④のいずれかに該当したときは、宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出して受領証等を返還してください。
 - ① ライフパートナーの関係を解消したとき
 - ② 宣誓者の一方が死亡したとき
 - ③ お二人とも神戸市内に住所を有しなくなったとき
 - ④ 要件に該当しないとき、もしくは虚偽の事実が判明したとき

【必要書類】

○ライフパートナー宣誓書受領証等返還届（様式第8号）
○ライフパートナー宣誓書受領証（様式第2号）
○ライフパートナー宣誓書受領証カード（様式第3号）
○本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

(5) 定期連絡について

- ・ 神戸市から宣誓された方に対して、概ね3年ごとにEメール等により、住所や氏名など宣誓内容の変更の有無等をお聞きしますので、ご協力をお願いします。

(6) 行政サービスについて

- この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス等が円滑に利用できるようになります。
- 民間企業等のサービスに活用していただけるよう、事業者への周知啓発に取り組めます。

対象となる行政サービス等は、
神戸市ホームページで順次掲載
します。



神戸市 ライフパートナー

Ⅵ 連携自治体間の転出入時の手続き簡素化について

連携自治体間で転居する場合に、転入する自治体で引き続き受領証等の交付を受けようとするときは、次のとおり手続きが簡素化されます。

【連携自治体】

次のURLの大阪府ホームページで確認してください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/patoner/index.html>



(1) 連携自治体から神戸市に転入する場合

- 転入前の連携自治体で受領証等の交付を受けている方が、神戸市に転入する場合に、引き続き神戸市から受領証等の交付を受けようとするときは、ライフパートナー継続申告書（様式第9号）を提出してください。
- 併せて、転入前の連携自治体で交付された受領証等は、神戸市に提出してください。（転入前の連携自治体への返還は不要です。）
- 受領証等の提出があったことを神戸市から転入前の連携自治体に通知します。通知することについてはご本人の同意が必要となります。（ご本人が同意しない場合は、自治体間連携による手続きの簡素化はできません。）

【必要書類】

○ライフパートナー継続申告書（様式第9号）
○住民票、または住民票記載事項証明書（※戸籍抄本又は独身証明書は不要です）
○転入前の連携自治体で交付された受領証等
○本人確認書類・・・P4の「本人確認書類」と同じ

（2）神戸市から連携自治体に転出する場合

- 神戸市で受領証等の交付を受けている方が、上記（1）と同様の手続きを行うことで、引き続き転出先の連携自治体で受領証等の交付を受けることができます。
- 一方又は双方が性的マイノリティのカップルに限る場合もあるため、手続きの詳細に関しては転出先の連携自治体に確認してください。
- 神戸市で交付された受領証等を転出先の連携自治体に提出し、そのことを転出先の自治体から神戸市に通知※することで、神戸市への受領証等の返還は不要となります。（通知について、ご本人の同意が得られない場合は、転出先の自治体から継続申告による受領証の交付はできません。）

VII よくあるご質問（FAQ）

Q.1 なぜ、ライフパートナー制度という名称なのですか？

- ・本制度は、互いを人生（ライフ）のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約したお二人の不安や生活上の困りごとを解消し、自分らしく生活できるように応援することを目的としています。この目的に沿った名称として「ライフパートナー制度」としています。

Q.2 宣誓できるのは性的マイノリティの当事者だけですか？

- ・性的マイノリティの方に限らず、事実婚のカップル等、双方が生活していくうえで、お互いを支えあい、欠かすことのできない関係にあるお二人を対象としています。なお、宣誓できる人の要件（P2参照）を満たしていることが必要です。

Q.3 ライフパートナー制度と婚姻の違いは何ですか？

- ・婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生しますが、ライフパートナー制度は神戸市の独自制度であり、法的効力はありません。

Q.4 事実婚（内縁関係）として区役所に届け出ていますが、宣誓する必要はありますか？

- ・あくまで宣誓されるかどうかは、お二人の意思によります。
- ・なお、区役所への届出により住民票が「妻（未届）」「夫（未届）」と記載されている方についてもライフパートナー制度による宣誓はできますが、本制度により新たに受けることができる行政サービスはありません。

Q.5 宣誓書を提出すれば、住民票も変更されますか？

- ・住民票は変更されません。
- ・なお、届出されたお二人の住民票の世帯が同一の場合は、「同居人」を「縁故者」に変更することができます。希望される場合は、各区・支所市民課にご相談ください。

Q.6 同居していないと宣誓できませんか？

- ・お二人が同居していなくても要件（P2参照）に該当する限りは宣誓することができます。

Q.7 養子縁組をしていますか、宣誓できますか？

- ・宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。
- ・ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間（P2参照）での養子縁組は対象となりません。

Q.8 外国籍ですが宣誓できますか？

- ・外国籍の方でも宣誓することができます。
- ・宣誓する際は、住民票、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書等に日本語訳を添付、本人が確認できる書類（P4参照）が必要です。
- ・なお、ライフパートナー宣誓書を市に提出しても在留資格や在留期間は変わりません。

Q.9 子どもや親も対象ですか？

- ・本制度は、子どもや親を対象とはしていません。

Q.10 通称名は使用できますか？

- ・社会生活の中で使用されている通称名を使用することができます。
- ・通称名を使用する際は、宣誓書受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。
- ・ご不明な点がございましたら事前に市職員（P13のお問い合わせ先参照）までお問い合わせください。

Q.11 宣誓はどこで行うのですか？

- ・宣誓は、原則、神戸市役所1号館（P14参照）で行います。（区役所・支所では手続きできません。）

Q.12 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

- ・宣誓は、原則個室で担当職員のみが立ち会うなど、プライバシーに配慮し

た環境で行っていただきます。

- ・提出された書類や記載されている個人情報について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.13 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

- ・郵便やEメールでは受け付けていません。
- ・宣誓時はお二人でお越しいただき、市職員の立ち会いの下、宣誓書にご記入いただいて提出していただく必要があります。

Q.14 平日に二人で市役所に行くのが難しいときは？

- ・宣誓は平日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）の午前9時00分から午後4時00分までとさせていただきます。
- ・お仕事の都合など、やむを得ない事情があるときは、市職員（P13のお問い合わせ先参照）にご相談ください。

Q.15 成りすましなどの悪用をされませんか？

- ・宣誓書を受領する際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。

Q.16 宣誓に費用はかかりますか？

- ・宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。
- ・ただし、宣誓書に添付していただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q.17 宣誓書受領証等に有効期限はありますか？

- ・有効期限はありません。

Q.18 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

- ・お二人ともが神戸市に住所を有しなくなる場合は、宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出し、受領証等を返還してください。（必要書類はP7参照）
- ・お二人とも神戸市に居住していたが、お一人だけ市外に転出する場合は、宣誓内容変更届（様式第4号）に、新住所の住民票の写しまたは住民票記

載事項証明書を添付して提出してください。（必要書類はP6参照）

- ・連携自治体へ転出する場合は、P8、9を参照してください。

【連携自治体】

次のURLの大阪府ホームページで確認してください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/patoner/index.html>



Q.19 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

- ・婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件（P2参照）に合致しくなりますので、宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出し、受領証等を返還してください。（必要書類はP.7参照）

Q.20 氏名・住所の変更や受領証の返還などの手続きについても、市役所に行く必要はありますか？

- ・原則、ご来庁いただいて手続きしていただきますが、詳しくは福祉局人権推進課まで事前にお問い合わせください。

Q.21 定期連絡は何のために行うのですか？

- ・受領証等には有効期限を設けていないことから、概ね3年ごとの定期連絡により、住所や氏名など、宣誓書の記載内容の変更の有無等を確認させていただくためです。

Q.22 ライフパートナー制度について、もう少し詳しく知りたいときは？

- ・本制度については、下記までお電話かメールでお問い合わせください。

【お問い合わせ】

神戸市福祉局人権推進課

TEL : 078-322-5233

※月～金曜日 8:45～12:00 13:00～17:30

※上記は祝日及び12/29～1/3を除きます。

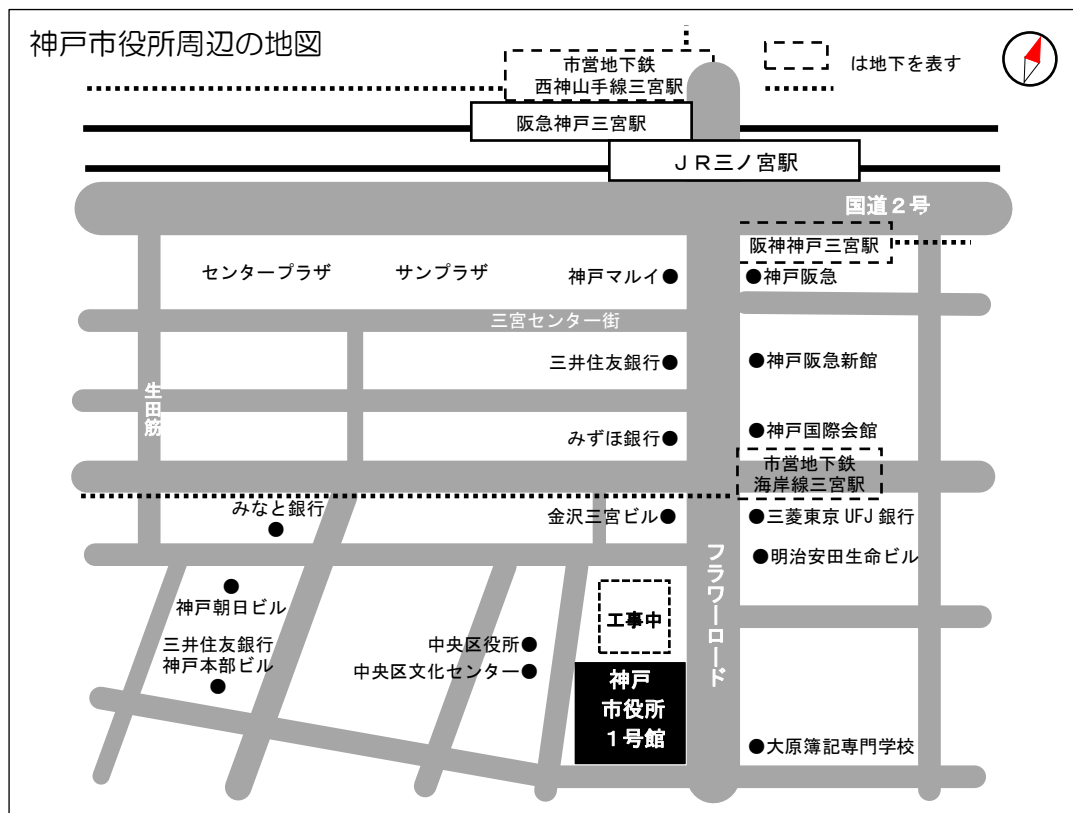
Mail : jinken@city.kobe.lg.jp

VIII 資料

(1) 神戸市役所1号館へのアクセス

【所在地】

- ・神戸市中央区加納町6丁目5-1（下の地図参照）



【アクセス】

- ・JR「三ノ宮」駅南へ徒歩約6分
- ・阪急「神戸三宮」駅南へ徒歩約6分
- ・阪神「神戸三宮」駅南へ徒歩約6分
- ・市営地下鉄・西神山手線「三宮」駅南へ徒歩約6分
- ・市営地下鉄・海岸線「三宮・花時計前」駅南へ徒歩約3分

（大通り「フラワーロード」沿い）

※来庁者用駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくようお願いします。

※公共交通機関をご利用いただくのが困難な場合は、神戸市営三宮駐車場（有料）などの駐車場をご利用ください。

神戸市ライフパートナー制度実施要綱

令和5年12月7日制定

令和6年3月19日改正

令和7年3月19日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「ライフパートナー」とは、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係であることをいい、「宣誓」とは、ライフパートナーを形成している者同士が、互いにライフパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 ライフパートナーの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方とも民法(明治29年法律第89条)第4条に定める成年に達していること
- (2) 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、ライフパートナー宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類(いずれも発行から3か月以内のもの)を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(転入予定の場合は、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類)
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者は、本人を確認するものとして、次の各号のいずれかに該当するものを提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格者証であって

本人の顔写真が確認できるもの

(5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が、やむを得ない理由により自ら宣誓書に必要事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 市長は、宣誓日時等について、あらかじめ宣誓しようとする者と調整するものとする。

5 第2項から前項までの規定は、第7条から第10条第1項において準用する。この場合において、第2項から前項までの規定中「宣誓しようとする者」とあるのは、「宣誓者」と読み替えるものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓しようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書に通称名を使用することができる。この場合は日常的に当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に規定する要件を満たしていると認めるときは、ライフパートナー宣誓書受領証（様式第2号）及びライフパートナー宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

(変更の届出等)

第7条 宣誓者は、ライフパートナー宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、ライフパートナー宣誓内容変更届（様式第4号）に受領証等及びその変更が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第8条 宣誓者は、第10条各号に該当する場合を除き、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書交付申請書（様式5）を市長に提出することにより、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書（様式6）の交付を受けることができる。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）を提出し、再交付を受けることができる。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当したときから宣誓書等を無効とし、ライフパートナー宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出し、受領証等を市長に返還しなければならない。

- (1) ライフパートナーの関係が解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき

- (4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき
- 2 市長は、宣誓者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第11条 自治体間連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に参加している連携自治体において宣誓書受領証等（以下「受領証等」という。）の交付を受けている者が、本市への住所の異動後も引き続きライフパートナー関係を継続するときは、受領証等の交付を受けることができる。ただし、本条第3項の同意が得られない場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、ライフパートナー継続申告書（様式第9号。以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。この場合において第4条第2項から同条第4項までの規定を準用する。

- (1) 連携自治体が交付した宣誓書受領証
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3 継続申告者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携自治体に通知することとし、同通知を行うときは継続申告者の同意が得ることとする。

- 4 前項までの規定により宣誓書受領書の交付を受けた継続申告者に対して、第5条及び第7条から第10条を準用する。この場合において「宣誓者」とあるのは「継続申告者」、「宣誓書」とあるのは「継続申告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(宣誓書等の保存期間)

第12条 市長は、宣誓者又は継続申告者のライフパートナーの関係が継続している限り宣誓書又は継続申告書を保存するものとする。ただし、前条の規定により受領証等が返還されたとき、若しくは返還されたとみなしたとき、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

(定期連絡)

第13条 市長は、第6条又は第11条の規定により受領証等を交付した宣誓者又は継続申告者に対して、概ね3年ごとに宣誓内容の変更の有無等を確認するものとする。

(市民及び事業者への周知啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者に対して、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨が理解され、宣誓者に対して適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ライフパートナー宣誓書

（あて先）神戸市長

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを宣誓し、署名します。

			宣誓日	年	月	日			
宣誓者	住 所								
	ふりがな								
	氏名又は通称名 (自署)								
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)								
	生年月日		年	月	日		年	月	日
	電話番号								
e-mail									

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

ライフパートナー宣誓にあたっての確認書

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、以下の内容を確認したうえで、ライフパートナーの宣誓を行います。

（自署）

（自署）

氏名

氏名

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回答（該当するものに「 ☒ 」）	
第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係であること	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条 第1号	（年齢） 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に定める成年に達していること	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条 第2号	（住所） 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること	☐ 該当する ☐ 該当しない 転入予定者氏名 転入予定年月日 年 月 日 転入予定者氏名 転入予定年月日 年 月 日	
第3条 第3号	（婚姻等の有無） 双方が婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条 第4号	（近親者でないこと） 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組は除く）	☐ 該当する	☐ 該当しない

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

①住民票の写し又は住民票記載事項証明書で発行から3か月以内のもの

②本籍地市町村発行の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書で発行から3か月以内のもの
（転入予定の場合は、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類）

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書等で発行から3か月以内のものに日本語翻訳を添付

③通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。



ライフパートナー宣誓書受領証

（宣誓者）

（宣誓者）

（ 年 月 日生）

（ 年 月 日生）

住所

住所

宣誓日 年 月 日

交付番号

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

神戸市長

署名印字

様式第2号（第6条関係）

（裏面）

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

（宣誓者）

（宣誓者）

○再交付年月日等

《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- （1） ライフパートナーの関係を解消したとき
- （2） 一方が死亡したとき
- （3） 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- （4） 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

○この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）」を提出してください。

《受領証等の提示を受けられた方へ》

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

1. ライフパートナーとは

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。

2. 宣誓書を受領した際に確認した事項

この受領証は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。

- （1） 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に定める成年に達していること
- （2） 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- （3） 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと
- （4） 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）

様式第3号（第6条関係）

（表面）



ライフパートナー宣誓書受領証カード

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、
ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者.....

（ 年 月 日生）

宣誓者.....

（ 年 月 日生）

住所.....

住所.....

宣誓日.....年.....月.....日

交付番号.....

神戸市長 署名印字

（裏面）

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）



宣誓者.....

宣誓者.....

○再交付年月日等.....

《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) ライフパートナーの関係を解消したとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

受領証の提示を受けられた方へ

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

（備考）寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

様式第4号（第7条関係）

ライフパートナー宣誓内容変更届

（あて先）神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第7条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。
※それぞれ自署してください。

届出日		年	月	日
変 更 事 項				
宣 誓 者		変更前		変更後
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名	(該当に ☒ : ☐ 通称名 ☐ 戸籍上の氏名)		(該当に ☒ : ☐ 通称名 ☐ 戸籍上の氏名)
	電話番号			
	e-mail			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名	(該当に ☒ : ☐ 通称名 ☐ 戸籍上の氏名)		(該当に ☒ : ☐ 通称名 ☐ 戸籍上の氏名)
	電話番号			
e-mail				
変 更 理 由	該当する理由に ☒ してください。 ☐ 改姓・改名 ☐ 転居・転入・転出 ☐ その他 ()			

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

①変更内容が確認できる書類（住民票、戸籍抄本など）

②ライフパートナー宣誓書受領証、ライフパートナー宣誓書受領証カード

また、本人を確認できる書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

様式第 5 号（第 8 条関係）

ライフパートナー宣誓書記載内容証明書交付申請書

（あて先）神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第 8 条の規定により、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書の交付を申請します。

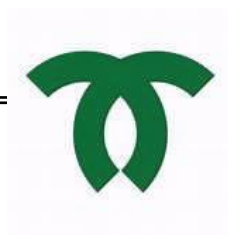
※それぞれ自署してください。

申請日	年 月 日	
宣誓者		
氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
利用目的		

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。



ライフパートナー宣誓書記載内容証明書

（宣誓者）

（宣誓者）

（ 年 月 日生）

（ 年 月 日生）

住所

住所

宣誓日 年 月 日

交付番号

上記のとおり、「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」に基づくライフパートナー宣誓書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

神戸市長

署名印字

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

（宣誓者）

（宣誓者）

《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- （1） ライフパートナーの関係を解消したとき
- （2） 一方が死亡したとき
- （3） 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- （4） 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

《証明書の提示を受けられた方へ》

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

1. ライフパートナーとは

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。

2. 宣誓書を受領した際に確認した事項

この証明書は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。

- （1） 双方が民法(明治 29 年法律第 89 条)第 4 条に定める成年に達していること
- （2） 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- （3） 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと
- （4） 民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）

様式第 7 号（第 9 条関係）

ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書

（あて先）神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第 9 条の規定により、ライフパートナー宣誓書受領証等の再交付を申請します。

※それぞれ自署してください。

申請日		年	月	日		
宣誓日		年	月	日	交付番号	
宣誓者	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日	年	月 日
	電話番号					
再交付を申請する書類		申請する書類に☑してください。 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証カード			申請する書類に☑してください。 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証 ☐ ライフパートナー宣誓書受領証カード	
変更理由	該当する理由に☑してください。 ☐ 紛失 ☐ 毀損・汚損 ☐ その他（ ）					

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・再交付を申請する書類（毀損・汚損の場合に限る）

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。

様式第8号（第10条関係）

ライフパートナー宣誓書受領証等返還届

（あて先）神戸市長

神戸市ライフパートナー制度実施要綱第10条の規定により、受領証等を返還します。

※それぞれ自署してください。

届出日		年	月	日
宣誓者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	電話番号			
	宣誓日			
変更理由	該当する理由に☑してください。 ☐ ライフパートナーの解消 ☐ パートナーの死亡 ☐ 神戸市からの転出 ☐ その他（ ）			
代筆者	住 所			
	氏 名			
	電話番号			

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・ライフパートナー宣誓書受領証、ライフパートナー宣誓書受領証カード

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。

ライフパートナー継続申告書

（あて先）神戸市長

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱第11条の規定に基づき、神戸市への住所の異動前に連携自治体において宣誓書受領証の交付を受けていたこと、及び互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあうことを申告し、署名します。

		申告日	年 月 日
申告者	ふりがな		
	氏名又は通称名 (自署)		
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	旧住所		
	新住所		
	当初の宣誓日の記載	☐ 希望する（当初の宣誓日 年 月 日） ☐ 希望しない	
	電話番号		
e-mail			

代筆者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

継続申告にあたっての確認書

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、以下の内容を確認したうえで、ライフパートナーの継続申告を行います。

（自署）

（自署）

氏名

氏名

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回答（該当するものに「☑」）	
第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営む関係であること	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条第2号	（住所） 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること	☐ 該当する	☐ 該当しない
		転入予定者氏名 転入予定年月日 年 月 日 転入予定者氏名 転入予定年月日 年 月 日	
第3条第3号	（婚姻等の有無） 双方が婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと	☐ 該当する	☐ 該当しない
第11条第3号	（転入元である連携自治体への情報提供の同意） 継続申告書及び添付書類の提出があったことを、転出元である連携自治体に通知すること	☐ 同意する	☐ 同意しない

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ①連携自治体が交付した宣誓書受領証
- ②住民票の写し又は住民票記載事項証明書で発行から3か月以内のもの
- ③通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

《本人確認について》

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証などを提示してください。

(3) 人権に関する相談窓口

【様々な人権問題に関する相談窓口一覧】

右下の QR コードから神戸市ホームページ「相談窓口一覧（WEB 版）」を開くことができます。

こんな **悩みや不安**、
どこに相談したらいいの？

神戸市
ホームページ



という人の **相談窓口一覧**

【性の多様性に関する相談（神戸市）】

～誰にも相談できずに、一人で悩んでいませんか？～

神戸市

LGBTQ 電話相談

☎ 078-322-5043

毎月第2・4木曜日 17:00 ～ 20:00

・自分の性別に違和感がある
・同性を好きになった
・友達から『トランスジェンダー』と打ち明けられたが、どのように接したらよいかわからない など
LGBTQ に関するお悩み全般を専門相談員が聞き取ります。

- ・相談1回につき30分以内でお願いします。
- ・家族、友人、職場関係の方でも相談できます。
- ・秘密は厳守します。また、お名前は名乗らなくても相談できます。

【人権に関する主な相談窓口（神戸市）】

相談先機関・団体	相談内容	相談方法	相談時間
神戸市福祉局人権推進課 電話：078-322-5234 FAX：078-322-6048 休日：土、日、祝、年末年始	様々な人権問題に関する悩みや心配ごとについて、助言や専門機関の紹介を行います。	電話 面接 手紙 FAX	月～金 8:45～12:00 13:00～17:30
	差別や人権侵害でお困りの方に、問題点の整理や解決の方法等について、弁護士が相談に応じます（内容により不可の場合あり）	電話 面接	毎月第3火曜 13:30～16:30 面接は50分まで 電話は30分まで

【人権に関する主な相談窓口（その他）】

相談先機関・団体	相談内容	相談方法	相談時間
神戸地方法務局人権擁護課 電話：0570-003-110 WEB： https://www.jinken.go.jp/ 休日：土、日、祝、年末年始	様々な人権問題について相談を受け、人権侵害の可能性が高い場合、調査を行い、事案に応じた必要な措置を行います。関する悩みや心配ごとについて、相談機関の紹介も行います。	電話 面接 メール (HPから)	月～金 8:30～17:15 ※メールによる相談は随時受付
(公財)兵庫県人権啓発協会 電話：078-891-7877 WEB： https://www.hyogo-jinken.or.jp/ 休日：土、日、祝、年末年始	様々な人権問題に関する悩みや心配ごとについて、助言や専門機関の紹介を行います。	電話 面接 手紙 メール (HPから)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 弁護士：毎週木曜 15:00～17:00
兵庫県LGBT電話相談 電話：050-3637-7521	性的指向、性自認、性表現、SOGI/ハラなどについて、LGBT支援団体の専門スタッフが対応します。ご本人、ご家族、ご友人など、どなたでも相談できます。	電話	毎週土曜 18:00～21:00 (年末年始は除く)
兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課 電話：078-367-0820 休日：土、日、祝、年末年始	職場での性別による差別的取り扱い、セクシャルハラスメント等について相談に応じます。	電話 面接	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
(公財)神戸国際コミュニティセンター 電話：078-742-8705 WEB: https://www.kicc.jp/ja 休日：土、日、祝、年末年始 ※原則、神戸市在住の外国人	外国人のための生活相談、出入国在留申請等の相談に応じます。 対応言語 ※（ ）内は対応曜日 英語・中国語（月～金） ベトナム語（月/水） スペイン語（火/木） ネパール語（月） タイ語（火） フィリピン語（水） ポルトガル語（木） 韓国・朝鮮語・インドネシア語（金）	電話 面接 FAX メール (HPから)	月～金 10:00～12:00 13:00～17:00 ※電話は9:00～10:00可
神戸地方法務局人権擁護課 電話：0570-090911 (外国語人権相談ダイヤル) 休日：土、日、祝、年末年始	外国人の人権に関わる様々な相談に応じます。 対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、 (外国語インターネット人権相談) WEB： https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01	電話 面接 インターネット	月～金 9:00～17:00 ※インターネットによる相談は随時受付

(注) 面接による相談については、事前に予約をお願いします。